

入札説明書

「沖縄県立若夏学院擁壁改修工事」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約方法 一般競争入札とする。
- (2) 業務名 沖縄県立若夏学院擁壁改修工事
- (3) 履行場所 沖縄県立若夏学院（那覇市首里大名町3丁目112番地）
- (4) 契約期間 契約締結の翌日 ～ 180日間
- (5) 業務内容 別添、図面、設計書、仕様書、数量総括表 等参照
- (6) 適用する労務単価 令和8年3月労務単価
- (7) 本工事に係る設計業務の受託者 株式会社 大洋土木コンサルタント

2 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 建設業法に定める建設業の許可を受けた者であって、令和7・8年度沖縄県入札参加資格者名簿（建設工事）の「土木工事業」の登録があり、A又はB等級を有する者であること。
- (2) 平成27年度以降に土木一式工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
- (3) 沖縄県内に建設業法に基づく主たる事務所が存在すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にすること。
- (6) 沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立て、又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でない者。

- (8) 入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- (9) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係、人的関係又はその他同視しうる資本関係又は人的関係がある建設業者ではないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者。
- (11) 要件を満たす技術者を配置できること。また、配置予定技術者は、次のいずれかに当てはまる者とする。
 - ア 技術検定のうち検定科目を一級若しくは二級の建設機械施工技士又は一級若しくは二級の土木施工管理技士とするものに合格した者。
 - イ 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。
- (12) 配置予定技術者については、入札日以前に3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

4 入札説明書に対する質問及び回答

入札に参加しようとする者は、書面により質問をすることができる。

- (1) 質問期間 公告の日 から 令和8年4月24日(金)（土、日、休日を除く）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時（持参の場合、正午から午後1時を除く）
- (3) 提出方法 書面(別紙質問票)を持参、郵送、電送(メール、FAX)により提出すること。
- (4) 回答方法 沖縄県ホームページに掲載する。
- (5) 回答期日 令和8年4月27日(月)
- (6) 問い合わせ及び提出先 沖縄県立若夏学院庶務班

5 入札の日時及び場所、入札書の提出方法

入札書は持参により行うこと。電報及び電送による入札は認めない。郵送による入札を希望する場合は、提出期限までに簡易書留郵便により、沖縄県立若夏学院庶務班まで提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 4 月 30 日(木)
- (2) 入札日時 令和 8 年 5 月 1 日(金) 午前 11 時
- (3) 入札場所 沖縄県立若夏学院 会議室

6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格の範囲内で有効な最低の価格を以て入札を行った者を落札者とする。
なお、最低価格で入札をした者が 2 者以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじにより落札者を決するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行い、入札回数は 3 回（1 回目の入札を含む）までとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (4) 最低制限価格を設定する。

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事場所を記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

8 参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限 県が通知を行った日の翌日（土、日、休日を除く）とする。

イ 提出場所 沖縄県立若夏学院

ウ 提出方法 書面（様式自由）を持参又は郵送することにより提出すること。電送（メールや F A X）によるものは受け付けない。

9 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び建設工事請負契約書第 4 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保

証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 一般競争入札参加申請書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された一般競争入札参加申請書は返却しない。なお、提出された一般競争入札参加申請書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された一般競争入札参加申請書は公開しない。
- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。